

財務 VOL.31

FX(外国為替証拠金取引)と先物取引の税制

ここ数年、FX(外国為替証拠金取引)で得た巨額の利益を脱税したというニュースが時折大きく取り上げられていますが、昨今の急激な円高もあり、資産運用の選択肢の一つとして再びFXが脚光を呈してきております。

現行のFXの税制は、取引の種類によって税金の計算方法が異なりましたが、このたび改正により計算方法が一本化されることになりました。

そこで今号では、“改正のポイント”と“よく誤解されがちな点”について、先物取引とも合わせて解説をさせていただきます。

【FX・先物取引の現行税制と“改正”について】

現行のFX税制は、取引業者と相対で取引する「店頭FX」と、「くりっく365」「大証FX」といった「取引所FX」で扱いが異なります。つまり、「店頭FX」では給与や事業等の他の所得と合わせて累進課税で計算されますが、「取引所FX」では先物取引と合わせて所得税15%、住民税5%という一律の税率で計算されます。

これが、来年1月1日以降の決済分より、「店頭FX」が「取引所FX」や先物取引と同様の課税方法に変更され税制が一本化されることになりました。

「店頭FX」(平成23年決済分まで)	
税率	15%~50% (累進課税)
課税方法	給与や事業等の他の所得と合算して計算
損失の繰越	不可能

給与や事業等の他の所得で課税所得が1,800万円を超えている場合、現行の「店頭FX」では50%(=所得税40%+住民税10%)の税金がかかることとなります。

「取引所FX」・先物取引(平成24年以降は「店頭FX」も)	
税率	一律 20%
課税方法	給与や事業等の他の所得と分離して計算
損失の繰越	3年間の繰越が可能

来年1月1日以降の決済分からは、すべてのFXについて所得の多寡に係らず税率が一定となりますので、特に高額所得者が「店頭FX」をされる場合に大きなメリットが生じます。

この税率変更のメリットを享受できるのは「利益が発生した場合」のみの話ですが、実は一方で「損失が発生した場合」にもメリットのある内容が含まれています。これは、「店頭FXの損失を、「取引所FX」や先物取引の利益と相殺(損益通算)ができ、さらに相殺後も損失が生じた場合には翌年以降3年にわたり繰り越すことができるようになるからです。

【FX・先物取引の税制についての“よくある誤解”】

①利益が出ても税務署に気付かれない？

平成21年決済分より、FXの取引業者には、顧客の損益の

状況を税務署に提出することが義務付けられています。その提出資料と個人の確定申告の状況を照合して、適正な申告がなされていないと判断された場合には、税務当局より、何らかの形で接触や確認作業を受けることになります(先物取引については既に税務署への提出が義務化されています)。

本業の医業所得の申告において、特に目立つ経費も少なく本来なら調査対象にならない事案でありながら、FX取引の申告漏れが発覚した為に医業所得の本格的な調査に繋がり(「ついでに本業の所得も確認しておきたい」と考えるのが“税務調査の効率性”です!)、副次的に思わぬ代償を払わされたという事態だけはくれぐれも避けたいものです。

②利益が20万円以下なら申告はしなくてもいい？

「利益が20万円以下ならば確定申告は不要では？」と仰る先生もいらっしゃいますが、これは本来確定申告義務のない年収2,000万円以下のサラリーマン等に当てはまる事例です。先生方のように、事業所得・不動産所得のある個人事業主や法人役員等の高額給与所得者は、そもそも確定申告義務がありますので、これは該当しません。ご注意ください。

③経費を差し引くことはできない？

取引業者から報告された損益数値をそのまま記載し、確定申告されているケースがしばしば見受けられますが、FX・先物取引に関連して生じた経費については、「必要経費」として利益から差し引くことが可能です。具体的には、売買手数料、振込手数料、プロバイダ費用の一部(取引での使用割合に応じて按分)、新聞・専門誌等の書籍代、関連セミナー参加費・交通費等があります。ただし、これらの費用が「必要経費」として認められるには領収証等の根拠資料が不可欠です。“塵も積もれば山となる”で、普段から領収証等の保管を心掛けてください。

④利益が出ていなければ申告はいらない？

「取引所FX」と先物取引は、損益通算及び損失の3年繰越控除が可能です。それには確定申告が必要です(来年以降は「店頭FX」も同様)。ですから、利益が出ていなくても確定申告をして下さい。節税のために。

⑤取引の損失を給与や事業等の他の所得から差し引ける？

FX・先物取引で生じた損失を、給与や事業等の他の所得から差し引いて税額を計算することはできません。ただし、平成23年決済分に限っては、「店頭FX」の損失は公的年金や個人年金、原稿・講演等の報酬、為替差益といった、「店頭FX」と同じ所得区分である「雑所得」とされるものからその損失を差し引くことができます。